

3) 中心市街地区域において推進する施策のリスト

市街地の整備改善のための施策

68 ページに前述した「市街地の整備改善」の活性化の方向性(1)～(4)を基準に、考えられる施策を一覧にして示す。

1 - 中心市街地共通施策

(1) 安全性・防災性の維持

バリアフリーのまちづくり

(3) 街路整備

府道豊中亀岡線シンボルロードの整備

2 - 箕面地区施策

(2) 交通機能の向上

駐車・駐輪場の整備・改善

(4) 生活交流拠点の整備

箕面駅前広場の有効活用

公共施設機能の再配置

みのおサンプラザの改修・建て替えに向けた検討

3 - 桜井地区施策

(2) 交通機能の向上

駐車・駐輪場の整備・改善

(3) 街路整備

都市計画道路桜井石橋線の整備

府道桜井停車場線の整備

(4) 生活交流拠点整備

桜井駅前生活拠点づくり(ハード)

(1) 安全性・防災性の維持と向上

実施時期 = 着手時期

【バリアフリーのまちづくり】

実施主体	国・府・市・交通事業者
実施時期	前期～後期（随時）
実施場所	中心市街地区域
目的	高齢者、障害者にも安全で快適な歩行空間の確保や、公共交通機関の整備によるノーマライゼーションの確立。
概要	<p>主要集客施設、公共施設や街路等の歩行空間について、高齢者や障害者にとって歩行困難となる段差等を改善し、また点字ブロックやサイン等によって通行利便性を高める。公共施設巡回福祉バス等の生活支援型の公共交通機関の運行により、あらゆる人が利用しやすい中心市街地環境をつくる。</p> <p>重点的にバリアフリー化の整備を推進する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関 ・箕面駅前、桜井駅前周辺の生活拠点施設 ・市役所等、公共業務ゾーンの公共施設 ・メイプルホール等、文化・集客施設 ・シンボルロード、都市計画道路桜井石橋線等の歩行空間

(2) 交通機能の向上

【駐車・駐輪場の整備・改善】

実施主体	市
実施時期	前期～後期（継続）
実施場所	活性化重点整備地区（箕面地区・桜井地区）
目的	既成市街地活性化の重要な社会資源として、駐車・駐輪施設の効果的整備・改善と、効率的な管理運営を行うことによって、交通秩序を維持しつつ、周辺商業地域の利便性を向上させて活性化を図る。
概要	既設駐車・駐輪場の美装化や機能更新、アクセス改善等を図るとともに、桜井地区において駐車場整備を検討する。

(3) 街路整備

【府道豊中亀岡線シンボルロードの整備】

実施主体	府・市
実施時期	前期～後期
実施場所	シンボルロード軸
目的	府道豊中亀岡線の沿道景観整備及び、道路修景整備を市民と行政との協働によって行う。
概要	アドプト・ロード・プログラムを継続的に実施するとともに、市役所から国道171号にかけて、沿道市民のコンセンサスを図りながら、歩道の美装化、電線類の地中化等を推進する。また、街路整備完了後の発展的段階として、広域的なテーマ・コンセプトを有した街並景観整備誘導を検討する。

【都市計画道路桜井石橋線の整備】

実施主体	市
実施時期	前期～中期
実施場所	国道171号から桜井地区商業ゾーン
目的	桜井駅周辺へのアクセス道路となり、旧西国街道としての歴史性、地域密着型沿道商業等の特色を持つ、都市計画道路桜井石橋線の地域特性を活かした景観性の向上などを目的とする。
概要	街路を緑化する。「あんしん歩行エリア」として、バリアフリー化を推進する。沿道建築物や工作物の景観誘導を行う。

【府道桜井停車場線の整備】

実施主体	府・市
実施時期	前期～中期
実施場所	桜井地区商業ゾーン
目的	桜井駅周辺のアクセス及び、沿道の安全性や通行性を向上させる。
概要	街路拡幅、歩車分離を行う。緑化等の街路美装を行う。

(4) 生活交流拠点の整備

【箕面駅前広場の有効活用】

実施主体	市
実施時期	中期
実施場所	箕面市民交流ゾーン（箕面駅前広場）
目的	箕面駅前広場の美観の向上と景観維持を図る。箕面観光の玄関口として、滝道（観光の拠点）とシンボルロード（商業の拠点）をつなぎ、広域交流回遊拠点としての価値と魅力を向上する。
概要	交通結節点としてのノーマライゼーション機能を維持しつつ、トイレ、アーケードなどの改修を含め、人々が集い、滞在できる空間づくりの方策を検討する。

【公共施設機能の再配置】

実施主体	市
実施時期	前期
実施場所	みのおサンプラザ、シンボルロード軸
目的	みのおサンプラザにある公共床の機能を再編することにより、市民サービスの向上を図るとともに、みのおサンプラザ及び箕面地区の活性化を促進する。
概要	箕面駅前という良好な立地条件を活かし、みのおサンプラザの地階、3～8階について、周辺施設を含めた一体的な機能再編を検討し、市民利便の向上や市民活動の促進、観光シーズンにおける箕面のPR機能の強化などを通して、箕面駅前地区及びシンボルロード軸の活性化を促進する。

【みのおサンプラザの改修・建て替えに向けた検討】

実施主体	管理組合
実施時期	中期～後期
実施場所	みのおサンプラザ
目的	施設・設備の老朽化に対応し、みのおサンプラザの機能を更新する。
概要	商業施設との相乗効果の発揮をめざした市保有床と連携し、床の改装や、照明機器の取り替え等による明るい雰囲気演出と、必要な設備の更新及び耐震・補強工事を進めるとともに、将来の建て替えに向けた方策を検討する。

【桜井駅前生活拠点づくり】(ハード)

実施主体	市・地元組織
実施時期	前期～中期
実施場所	桜井地区商業ゾーン
目的	桜井駅周辺地区の都市活力再生に向け、駅周辺地区の合理的かつ健全な土地利用と都市機能の更新を図る。施設建築物の不燃、耐震化及び、駅前広場等公共施設を一体的に整備して、防災環境の向上と住環境の改善を行い、地域密着型商業、生活支援交流の拠点として活性化することを目的とする。
概要	桜井スーパーマーケットの建て替え及び、駅前広場等公共空間の整備。駐車、駐輪機能の確保。バリアフリー化の推進。駅前生活交流拠点（地域商業核・生活支援交流核）の形成。

商業等の活性化のための施策

68ページに前述した「商業等の活性化」の方向性
(1)～(6)を基準に考えられる施策を、一覧にして
示す。

1 - 中心市街地共通施策

(1) 商業等の活性化のトータルコーディネート

TMO 構想の策定

(2) 商業施設の経営力・集客力の向上

商店のイメージアップ

(3) 商業施設のリニューアル

新陳代謝促進

新規起業者の育成

(4) 商店街活動の充実

共同宅配・受発注活動

販売促進イベントの実施

定期市の開催

コミュニティビジネスの運営支援

(5) 回遊性の向上

ショッピングストリートの創出

2 - 箕面地区施策

(3) 商業施設のリニューアル

みのおサンプラザの活性化

(4) 商店街活動の充実

滝道観光商業の活性化

3 - 桜井地区施策

(6) 共同化、近代化等一体的再生による機能充実

桜井駅前生活拠点づくり(ソフト)

(1) 商業等の活性化のトータルコーディネート

【TMO 構想の策定】

実施主体	TMO
実施時期	平成 17 年度
実施場所	中心市街地区域
目的	商業の活性化にまちづくりの要素を組み入れ、中心市街地全体で一体的に推進する商業の活性化の指針を決定する。
概要	箕面都市開発(株)を主体として、まちづくり会社(TMO)の設立を検討する。TMOは、TMO構想認定事業推進事業者として、TMO構想を策定し、市に提出する。その中で、各商店街のコンセプトや面的なゾーンの商業活性化の方向性を明らかにし、具体的な事業構想を作成する。

(2) 商業施設の経営力・集客力の向上

【商店のイメージアップ】

実施主体	TMO・商工会議所・商店会等
実施時期	前期
実施場所	商店街等
目的	商店街を形成する各個店の個性や商品の魅力を、最大限に引出す工夫を施すことで、商店街全体のイメージアップに繋げる。
概要	商品の質や買物利便性の向上、オンリーワン商品の開発、入店し易い店作りやきめ細かなサービスといった持て成しの向上等など、商工会議所のノウハウ提供のもとで、商業者の自助努力として販売促進活動を行い、店のイメージアップに繋げる。TMO・商工会議所のサポートのもとで、各商店は、統一されたファサードやサインデザインなど、商店街毎のテーマに基づいてイメージアップを図る。 また、活発な商活動を行っている魅力ある商店のPRを行う。

(3) 商業施設のリニューアル

【新陳代謝促進】

実施主体	商工会議所・商店会等
実施時期	前期～後期（随時）
実施場所	商店街等
目的	時代の流れや商店街自身のコンセプトに応じて店舗の入替えを行い、顧客のニーズに対応して常に活発な商店街活動が行える状態を維持する。
概要	商店街を構成する個店の入退店情報を管理し、後継者の目途が立たないなどの理由で退店の意向がある店主に対して、適切な退店処理支援を行う。また、空き店舗を生じさせないように、入店意思のある新規起業家に対して常に適切な情報を提供し、商店街全体の業種構成等も考慮しつつ、スムーズに入店手続きの支援を行う。

【新規起業家の育成】

実施主体	TMO・商工会議所・商店会等
実施時期	前期～後期（随時）
実施場所	商店街等
目的	空き店舗対策や雇用の機会など、商店街に新たな活力を生み出す。
概要	新規起業の意志がある者に対して、その業種や資質の精査を行う。起業、経営の教育を行い、低賃料でチャレンジ・ショップのテナントブースを賃貸して営業実践の機会をつくる。一定期間の後、本格的に事業継続意志のある者に対して、中心市街地商店街内の空き店舗を賃貸して、独立開業を支援する。

【みのおサンプルザの活性化】

実施主体	TMO・商店会等
実施時期	前期～後期（随時）
実施場所	みのおサンプルザ
目的	みのおサンプルザの活性化に向けて、継続的かつ安定的な管理運営体制の確保や空き店舗対策を推進する。
概要	箕面都市開発㈱による空き店舗のサブリースなど、空き床対策を進めるとともに、ショッピングセンターとしての総合力の発揮をめざす。また、市保有床との連携を図りつつ、商業施設との相乗効果の発揮をめざす。

(4) 商店街活動の充実

【共同宅配・受発注活動】

実施主体	TMO・商店会等・NPO等
実施時期	中期
実施場所	牧落地区商業ゾーン・桜井地区商業ゾーン
目的	高齢社会や女性の社会進出に向けた、商圈範囲の生活支援及び、地域商業施設の利用率の向上。共同宅配、受発注を商店街全体で組織化して行うことで、一連の作業に係る効率を高める。また、受発注、宅配作業の運営管理をNPOが引き受けることで、地域活動の活性化をも促す。
概要	商店会とNPOの連携による宅配サービス事業。TMOの支援により、注文カタログ作成や受注取りまとめ、配達を一体的に行うNPO団体を設立する。

【販売促進イベントの実施】

実施主体	TMO・商工会議所・商店会等・観光協会
実施時期	前期
実施場所	中心市街地区域
目的	名店、名物、特産品の情報発信と販売促進。
概要	「ほんまもんネットワーク」中心市街地の名店、名物、特産品を発掘し、各商店街の面的な連携のもとで一体的に情報発信を行うためのツールを作成する。 「みのおシール会」商店街共通買物ポイントシールを用いた販売促進。

【滝道観光商業の活性化】

実施主体	TMO・商店会等・観光協会
実施時期	中期
実施場所	観光レクリエーションゾーン
目的	観光資源と商業との連携により、より来街者のニーズに応えるサービスを提供し、効果的な集客をもたらす。
概要	レクリエーションや自然散策に訪れる来街者に対して集客・滞在を向上させるような食事や休憩等の場所や機能を整備する等、付加サービスを充足させる。

【定期市の開催】

実施主体	商工会議所・商店会等
実施時期	前期
実施場所	箕面地区商業ゾーン・牧落地区商業ゾーン・桜井地区商業ゾーン
目的	地域商業施設を利用する機会の促進と、市民が気軽に商業活動に参加する機会をつくることで、中心市街地のにぎわいを創出する。
概要	商店街の中の市民交流スポットとなる場所で、定期的に朝市等を実施する。市民の参加、臨時出店やパフォーマンス等も奨励する。

【コミュニティビジネスの運営支援】

実施主体	TMO・商工会議所・NPO等
実施時期	中期
実施場所	中心市街地区域
目的	コミュニティビジネスの運営支援を行うことで、新しいビジネスの創出のみならず、地域コミュニティの充実や雇用機会の創出等、地域社会の活性化に貢献するさまざまな相乗効果を生み出すことを目的とする。
概要	箕面市中心市街地に根ざしたコミュニティビジネス運営の可能性調査・研究及び、支援。

(5) 回遊性の向上

【ショッピングストリートの創出】

実施主体	TMO・商工会議所
実施時期	後期
実施場所	箕面地区商業ゾーン・桜井地区商業ゾーン
目的	商店街をショッピングストリートとして一体的に演出し、歩行者にとって安心・安全・快適に歩ける空間を整備することで、より多くの来街者や地域住民の利用を促進し、商業者の安定的な経営を支援する。
概要	商店街で一体的に統一されたストリートファニチャー（花壇、サイン、ベンチ等）や放送設備の設置。オープンスペースの確保や空き店舗を利用した交流スペースの設置。

(6) 共同化、近代化等一体的再生による機能充実

【桜井駅前生活拠点づくり】(ソフト)

実施主体	地元商業者
実施時期	中期～後期
実施場所	桜井地区商業ゾーン
目的	桜井駅前地区の商業施設（桜井スーパーマーケット）の地域商業核・生活支援交流核としての機能更新。
概要	地区のコンセプトや活性化の方向性、周辺の商業集積の業種等を検討した上で、適切なテナントミックスを行う。生活支援交流スペースの維持管理及び、朝市の開催等交流イベントの企画運営を行う。

観光・文化の活性化のための施策

1 - 中心市街地共通施策

68 ページに前述した「観光・文化」の活性化の方向性(1)～(3)を基準に考えられる施策を、一覧にして示す。

(1) 地域資源の調査

各種地域資源の調査と発信

(2) 地域資源の保全と利活用

特産品の開発と販売促進

箕面まつり開催の支援

文化財の保護・活用

(3) 回遊性の向上

中心市街地広域回遊ルートの創出

(1) 地域資源の調査

【各種地域資源の調査と発信】

実施主体	TMO・NPO等
実施時期	前期～後期（随時）
実施場所	中心市街地区域
目的	各種地域資源を調査、発掘、データベース化し、次世代に継承する。
概要	各種民間団体と連携し、市民の参加を広く募って観光・文化資源の調査等を行う。そこから得た情報を、まちづくりの有効な要素として発信、活用していくことを目的にデータベース化し、必要に応じ公開可能な状態にする。

(2) 地域資源の保全と利活用

【特産品の開発と販売促進】

実施主体	TMO・商店会等
実施時期	中期
実施場所	中心市街地区域
目的	地域資源としての特産品の販売促進を通して、箕面観光の活性化を図る。
概要	箕面独自の特産品の伝統を引継ぐ人材の育成を支援する。また、新たに箕面の顔となりうる特産品の発掘・調査研究を行う。中心市街地の来街者に対して商品PR展開を行う。 箕面の特産品 ・もみじの天ぷら・行者そば・箕面焼・止々呂美三品 等

【箕面まつり開催の支援】

実施主体	市
実施時期	前期～後期（継続）
実施場所	箕面駅前ロータリー・芦原公園・シンボルロード等
目的	箕面まつりに対して支援を行うことによって、地域振興を図る。
概要	箕面まつりに対する事業費、事務局経費補助。

【文化財の保護・活用】

実施主体	市
実施時期	前期～後期（継続）
実施場所	中心市街地
目的	区域内に所在する文化財の保護と活用に努める。
概要	文化財保護審議会を開催し、文化財の保護活用について審議する。平成11～13年度に実施した箕面市文化財総合調査の活用を図る。

(3) 回遊性の向上

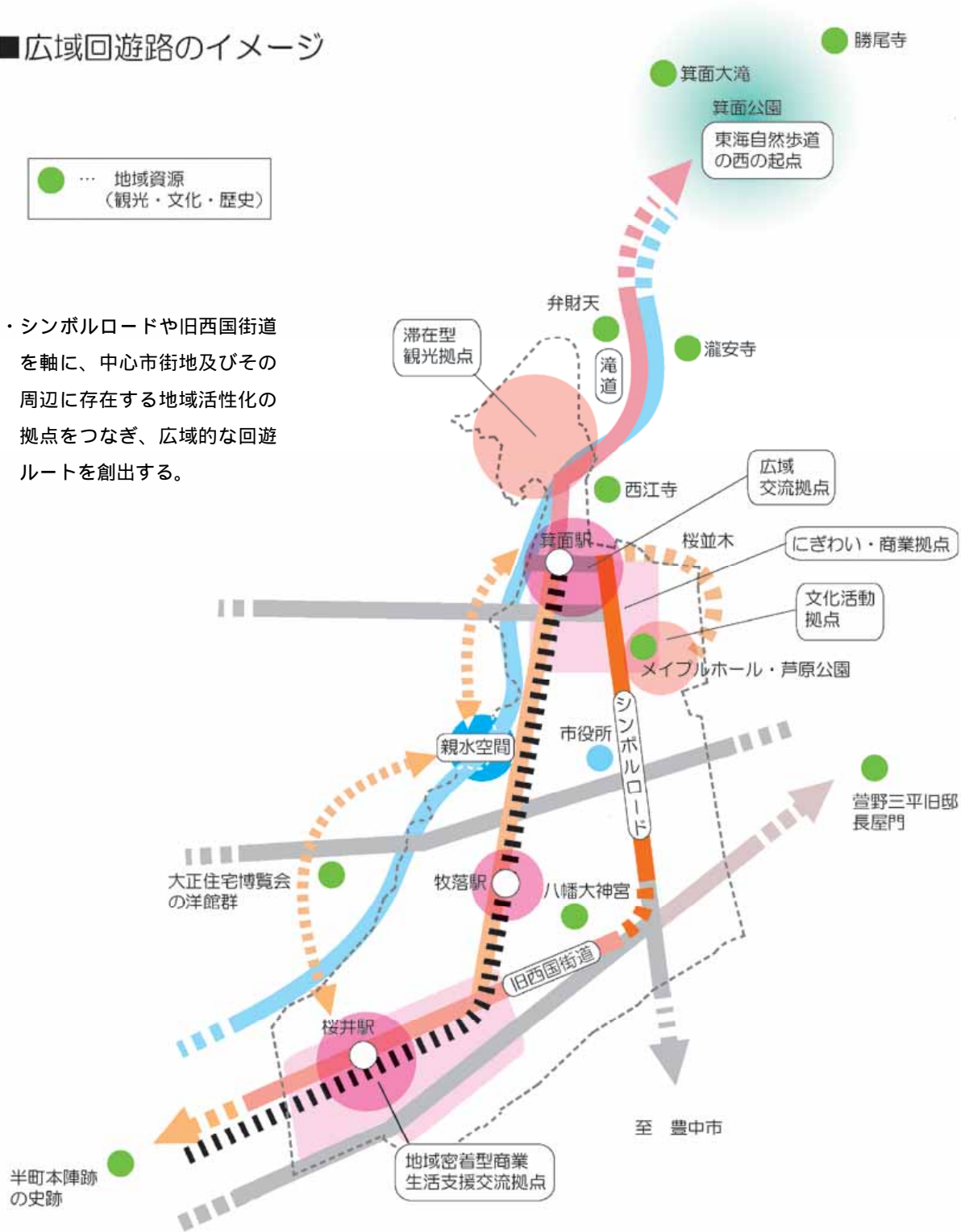
【中心市街地広域回遊ルートの創出】

実施主体	TMO・観光協会・NPO等
実施時期	後期
実施場所	中心市街地及び、周辺区域
目的	中心市街地及び、その周辺の地域資源と中心市街地の求心的な拠点とのネットワークを形成することで、広域的な回遊性を向上させる。 地域資源…商業、観光、文化、芸術、歴史資源として、中心市街地の活性化や集客力の向上に貢献する施設や、イベント活動等。
概要	街路の誘導・案内サインやレンタサイクルの設置、地域資源を活用した一体的な回遊イベントの開催等を行う。また、公共交通機関を活用した、区域内の商業・観光施設利用における回遊性の向上を検討する。 地域資源と広域回遊ルートを中心市街地のセールスポイントとしてPRする。

■ 広域回遊路のイメージ

● … 地域資源
(観光・文化・歴史)

・シンボルロードや旧西国街道を軸に、中心市街地及びその周辺に存在する地域活性化の拠点をつなぎ、広域的な回遊ルートを創出する。



地域社会形成のための施策

68 ページに前述した「地域社会形成」の活性化の方向性(1)～(3)を基準に考えられる施策を、一覧にして示す。

1 - 中心市街地共通施策

(1) 地域活動の推進体制の確立

各種団体事務局機能の集約

市民コンセンサスの形成

(2) 生活、交流の舞台としての環境づくり

都市景観形成

(3) 地域活動の推進

自治会・NPO 活動の支援

アドプト活動の推進

各種芸術文化活動の振興

(4) 回遊性の向上

身近な生活回遊路づくり

(1) 地域活動の推進体制の確立

【各種団体事務局機能の集約】

実施主体	TMO
実施時期	前期
実施場所	中心市街地
目的	中心市街地の活性化に関わる各種団体の事業の連携と、効率性の向上を図る。中心市街地のまちづくりとしての市民コンセンサスを得るための、組織運営体制を整備する。
概要	「箕面まちづくり協議会」等の事務局を TMO に集約する。

【市民コンセンサスの形成】

実施主体	TMO・商工会議所
実施時期	前期～後期（随時）
実施場所	中心市街地区域
目的	中心市街地の活性化のためのまちづくり全体の方向性や、各種個別事業活動の方針に対し、真に合意形成の取れた活動を展開するため、市民の意見を十分に反映させ、情報を交換する機会を設けることを目的とする。
概要	TMOは、商工会議所と連携して「箕面まちづくり協議会」の活動を発展させ、場所や目的に応じた市民コンセンサス形成の支援を行う。

(2) 生活、交流の舞台としての環境づくり

【都市景観形成】

実施主体	市・地元組織等
実施時期	前期～後期
実施場所	中心市街地区域
目的	中心市街地の将来像にふさわしいまちなみ景観を保全、育成、創造する。
概要	市民・事業者の合意のもと、屋外広告物や建築物等の形態、意匠、色彩等を含む景観形成基準を定めるなど、地域ぐるみでまちなみづくり活動を進める。

(3) 地域活動の推進

【自治会・NPO 活動の支援】

実施主体	市・TMO・自治会組織・NPO等
実施時期	前期～後期（継続）
実施場所	中心市街地区域
目的	市民が主体となった福祉介護、育児や生活支援、雇用、社会参画機会創出等の活動を奨励する。
概要	TMOは各種活動運営支援、企画調整、情報提供業務等を行う。

【アドプト活動の推進】

実施主体	地元組織等
実施時期	前期～後期（継続）
実施場所	中心市街地区域の公共空間
目的	市民・事業者等の地元組織が、身近な公園・緑地・道路等の公共空間の里親となり、その公共空間の快適な環境を創出し、まちの魅力を高める。
概要	地元組織等が、身近な公共空間の清掃や草花等による緑化を進め、市は、それらの活動に必要な資材等を支給する。

【各種芸術文化活動の振興】

実施主体	市・TMO・NPO等
実施時期	前期～後期（随時）
実施場所	駅前交流拠点・商店街のコミュニティスペース・メイプルホール等、市民交流の場
目的	市民に芸術活動（美術・音楽・演劇等）の発表及び、鑑賞の機会を提供することにより、市民の芸術文化活動に対する意識の向上及び、創作活動の活性化を図る。
概要	市民交流の場における芸術活動の開催支援。

(4) 回遊性の向上

【身近な生活回遊路づくり】

実施主体	市・自治会組織・NPO等
実施時期	中期
実施場所	中心市街地区域
目的	住民が自ら参加して、日常利用する生活道路の通行利便性や防災性、魅力を向上させることで、中心市街地内の快適な回遊空間を創出することをめざす。市民コンセンサスの場を形成し、さまざまな地域活動に発展していくきっかけとなることを目的とする。
概要	自治会組織等によるソフト活動のルールづくり（防災目的の見回りや散歩道のルート設定、魅力発見ウォーキングイベント、清掃活動等） NPO 団体等の協力による活動拠点運営管理。 バリアフリー化、緑化、ストリートファニチャー設置、道沿いの景観整備等を官民協働で行う。

8. 推進体制の検討

1) TMO 設立についての検討

TMO とは

TMO は、「Town Management Organization」の略で、まちづくりをマネージ（運営・管理）する機関である。様々な主体が参加するまちの運営を横断的・総合的に調整し、プロデュースする。施設の整備、運営主体となることも可能である。

中小小売商業高度化事業構想（TMO 構想）を作成し、その構想について、適当である旨の市町村の認定を受けたもの（認定構想推進事業者）が TMO となる。

TMO の必要性

中心市街地活性化法においては、各種事業主体が、中心市街地活性化基本計画とそれに基づく TMO 構想との協調を図りながら、個別の事業を実施することで、単独で事業を実施するよりも、地域の活性化に対して格段の効果が得られるという効果が期待されている。このため、TMO と各種事業主体が共同で事業を行う場合と、TMO が単独で事業を行う場合において、補助金等の支援策が設けられている。

このため、地域活性化のためのまちづくり活動の実施に対して有効的な支援を受け、より効果的に事業の運営、管理を推進するためにも、TMO は必要不可欠であり、その設立に向けた取組みは希求の課題である。

TMO の主体と担う役割

中心市街地活性化法において、TMO になりうる組織は、

商工会

商工会議所

第3セクター特定会社（中小企業者が出資している会社であって、大企業者の出資割合が1/2未満であり、かつ、地方公共団体が発行済株式の総数又は出資金額の3%以上を所有又は出資している会社）

第3セクター財団法人（基本財産の額の3%以上を地方公共団体が拠出している財団法人）

と定められている。

TMO が担う役割については、事業を実施せず、各組織との調整に徹する「企画調整型」と、事業実施の主体になる「事業実施型」の2つに分類されるほか、どのような事業を実施するのか（支援を受けるのか）によって必要な要件が変わる。

本市の場合は、TMO の業務を実施するために必要な「まちづくり」あるいは「商業活性化」の取組みを既に行い、そのノウハウを蓄積している組織は、箕面商工会議所と箕面都市開発株式会社である。両者のうちでは、箕面都市開発株式会社が TMO になることを希望しており、滝道における橋本亭の再生など、既に TMO 的立場にたち、事業実施を開始している。

したがって、今後は、箕面都市開発株式会社を中心主体として TMO 設立に向けて検討すると同時に、TMO の事業活動の運営にあたっては、箕面商工会議所との連携・協力体制を取り、会議所がアクションプランの実施等を通して蓄積してきた、商業等の活性化のノウハウを十分に活用する。

なお、TMO は、市民、商業者等のコンセンサスを形成したうえで、中心市街地のまちづくりをマネジメントする役割を担うため、関係者からの信頼を得ることが最も重要であり、健全な経営とその透明性の確保、機動力のある組織形態の実現をはじめとして、実効性の高い事業展開とその PR 等が必要である。

また、全国の先進事例から明らかのように、TMO が官民の中間的な組織として、地域の活性化やまちづくりについて、持続的に事業を展開するには、商業者、市民、行政などの関係者がそろって人的、財政的に TMO を支える体制づくりが不可欠であり、市民が参加できる運営や官民からの出資とともに、市による財政的支援や市民による寄附など、継続的な経営資源の支援が必要である。

2) 市民協働のまちづくりの考え方について

事業計画を推進する上で、TMO に市民等とのコンセンサスの窓口を設け、市民等の意見を積極的に取り入れる。それを精査し、地域活性化の全体構想や、個別事業活動の実施計画に反映していくものとし、市民、商業者等のニーズを把握した、合意形成の取れたまちづくりをめざす。

特に、中心市街地において NPO 等が行う地域活動の継続性・発展性を高めるために、その担い手となる人材の育成を推進して、市民参加型のまちづくりのさらなる発展をめざす。

市民・・・市民、地域商業者、NPO 等

市民

まちづくり協議会などのさまざまな地域活動に、能動的に参加することで、市民参加型のまちづくり活動の実施主体となる。

地域商業者

個店の経営力向上のための自助努力を行うことに加えて、市民（住民）に対して、日常生活交流サービスの担い手として活動する。これにより、地域交流の拠点としての地元商店街の求心力の向上をめざし、地域活性化に貢献する。

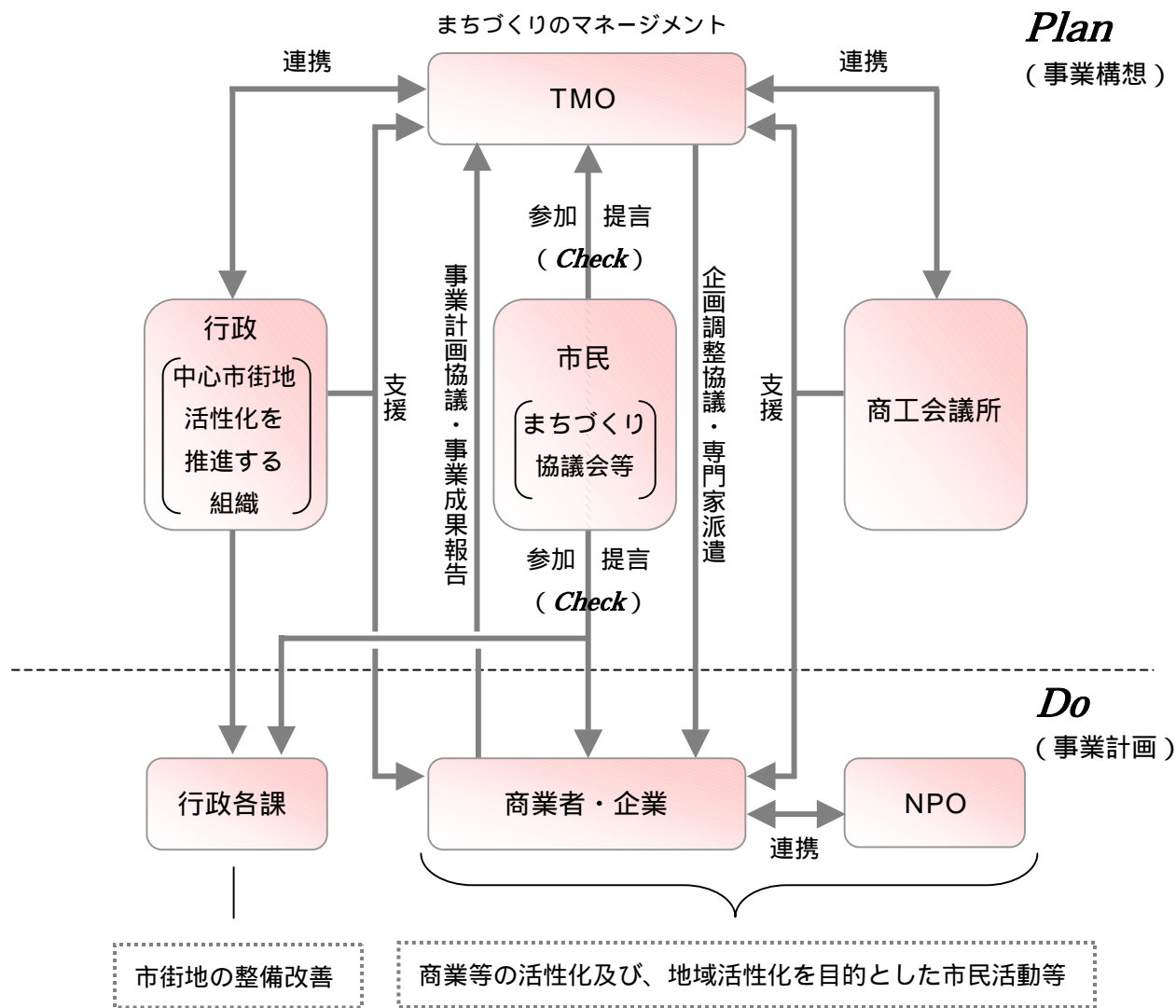
NPO

NPO は、高齢者生活支援や地域交流活動支援など、地域社会の活性化に資する活動を通じて、市民の互助連携をサポートする。また、非営利団体であるその活動業態を活かし、市民参加型のまちづくりや、地域密着型のコミュニティビジネスなどに、柔軟かつ横断的に取り組む。

【市民・TMO・行政の協働による、まちづくりの取組みのイメージ】



3) 推進体制案



- ・ハード事業
- ・ソフト事業

中心市街地活性化に資する施策の推進にあたっては、ハード・ソフト両面にわたり、国の各種施策を積極的に活用し、特定財源の確保に努める。

Check (事業の評価)

中心市街地の活性化を実現するためには、PDCA (Plan Do Check Action) のマネジメントサイクルを確立する必要がある。ここでの Check (事業の評価) とは、中心市街地活性化基本計画が、その方向性の通りに具体化されているかの Check、TMO がその構想に基づいて、各事業の進捗を管理するための Check、各事業主体が実施した事業活動の成果を、市民が評価するための Check の意味を持つ。

具体的評価手法については、それぞれの事業主体が、具体の事業活動を立案、決定する際に検討すべきであることから、本基本計画を推進するための評価手法は、推進体制の確立に伴って検討することとする。

付録 1 適用が想定される支援事業の例（参考）

	事業名称	事業内容に対して適用が想定される支援事業の例 (国)...国土交通省 (経)...経済産業省 (総)...総務省 (厚)...厚生労働省 (文)...文部科学省
市街地の整備改善	バリアフリーのまちづくり	人にやさしいまちづくり事業(国) 特定交通安全施設等整備事業(バリアフリー)(国) バリアフリーのまちづくり活動事業(厚)
	駐車・駐輪場の整備・改善	特定交通安全施設等整備事業(バリアフリー)(国) 中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業(経) (桜井駅前等)
	府道豊中亀岡線シンボルロードの整備	身近なまちづくり支援街路事業(国) 電線共同溝整備事業(国) まちづくり交付金(国)
	都市計画道路桜井石橋線の整備	身近なまちづくり支援街路事業(国) 街路事業(国)
	府道桜井停車場線の整備	身近なまちづくり支援街路事業(国) 特定交通安全施設等整備事業(国)
	箕面駅前広場の有効活用	交通ターミナル等の整備(国) 特定交通安全施設等整備事業(バリアフリー)(国)
	みのおサンプラザの改修・建替に向けた検討	中心市街地商業等活性化総合支援事業(経)
	桜井駅前生活拠点づくり	特定交通安全施設等整備事業(国) 都市活力再生拠点整備事業(国) 交通結節点改善事業(国) 道路交通環境改善促進事業(国) まちづくり交付金(国)
商業等の活性化	TMO構想の策定	商業タウンマネージメント計画策定事業(経)
	商店のイメージアップ	実効性確保診断・サポート事業(経)
	新陳代謝促進	商業等活性化実験事業(経)
	新規起業者の育成	中心市街地活性化・創業等支援事業(経)
	みのおサンプラザの活性化	TMO自立支援事業(経)
	共同宅配・受発注活動	中小商業ビジネスモデル連携支援事業(経)
	販売促進イベントの実施	戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業(経)
	滝道商業観光の活性化	商業等活性化事業(経産省)
	定期市の開催	戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業(経)
	コミュニティービジネスの運営支援	中小商業ビジネスモデル連携支援事業(経) 地域資源活用促進事業(総)
	ショッピングストリートの創出	商店街活性化コミュニティ施設活用実験事業(経)
	桜井駅前生活拠点づくり	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業(経)
	活観光化・文化資源の	各種地域資源の調査と発信
特産品の開発と販売促進		TMO自立支援事業(経) 地域資源活用促進事業(総)
箕面まつり開催の支援		
文化財の保護・活用		地域資源活用促進事業(総) 重要伝統的建造物群保存地区の保護(文)
中心市街地広域回遊ルートの創出		観光交流空間づくりモデル事業(国) 公共交通移動円滑化設備整備費補助(国) 鉄道バス共通乗車カードシステムの整備
地域社会形成	各種団体事務局機能の集約	タウンマネージメント事業(経) 中心市街地再活性化対策ソフト事業(総)
	市民コンセンサスの形成	中心市街地活性化フォーラム支援事業(経) 地域活性化の支援措置(国)
	都市景観形成	地域活性化の支援措置(国)
	自治会・NPO活動の支援	地域活性化の支援措置(国)
	アドプト活動の推進	身近なまちづくり支援街路事業(国) まちづくり交付金(国)
	各種芸術文化活動の振興	「文化芸術による創造のまち」支援事業(文)
	身近な生活回遊路づくり	身近なまちづくり支援街路事業(国) まちづくり交付金(国)

= 中小商業活性化総合補助事業に含まれる事業

・経済産業省の支援策については平成 17 年度施策事前評価書を、それ以外の支援策については平成 16 年度支援策を参照している。

付録 2 中心市街地活性化基本計画策定委員会記録

1) 策定委員会委員名簿

	名前	団体・役職
学 識	加藤 司	大阪市立大学商学部助教授
	大橋 賢也	(株)プランニング コンサルタント代表取締役
	藤本 満子	元 華頂短期大学教授
	久 隆浩	近畿大学理工学部助教授
商 工 業 関 係	平井 甚一	箕面商工会議所副会頭
	稲垣 千秋	箕面市商店会連合会長
	森川 泰秀	大阪船場繊維卸商団地
	三浦 良広	箕面まちづくり協議会
	日永田 実	箕面都市開発株式会社取締役社長
市 民	金子 尚子	消費生活研究会役員
	大川 光司	市民公募委員
	滝澤 里代	市民公募委員
行 政	鶴坂 貴恵	府立産業開発研究所主任研究員
	倉田 哲郎	箕面市政策総括監
	芝山 邦雄	箕面市都市整備部長
	埋橋 伸夫	箕面市市民生活部専任理事

2) 活動記録

平成 16 年 6 月 14 日 第 1 回基本計画策定委員会

- ・策定委員委嘱式、委員長選出。
- ・策定委員会設置要綱、基本計画策定上の基本事項等の説明。
- ・基本計画策定目的、基本方針、策定スケジュール等についての検討。

平成 16 年 8 月 4 日 第 2 回基本計画策定委員会

- ・基本計画素案内容についての検討。
(中心市街地の位置及び区域、基本方針、ゾーニング、個別事業メニュー、推進体制についての検討)

平成 16 年 9 月 7 日～26 日 パブリックコメント

- ・ホームページ上及び、公共施設窓口での開示。
- ・コメント件数 全 15 件(約 100 項目)。

平成 16 年 10 月 12 日 第 3 回基本計画策定委員会

- ・第 2 回策定委員会以後の、策定委員の提案、指摘事項の検討。
- ・パブリックコメント結果の検討。

平成 16 年 11 月 19 日 第 4 回基本計画策定委員会

- ・第 3 回策定委員会以後の、策定委員の提案、指摘事項の検討。
- ・最終案の決定。
- ・TMO 設立と TMO 基本構想策定についての協議。



会議風景

付録3 用語の解説

- ・ TMO
TMOとは、Town Management Organizationの略で、まちづくりをマネージ（運営・管理）する機関をいう。様々な主体が参加するまちの運営を横断的・総合的に調整し、プロデュースする。中心市街地活性化法では、TMO構想を作成し、この構想について適当である旨の市町村の認定を受けたものを認定構想推進事業者、いわゆるタウンマネージメント機関としている。
- ・ NPO
Non Profit Organization（民間非営利組織）の意味。営利を目的とする団体に対して、営利を目的としない民間団体の総称として使われる。
- ・ アドプト制度
アドプト制度とは、市民団体が自治体と協働して、道路や公園などの公共施設の美化運動を行う活動を制度化したものの。アドプト（adopt）とは、「養子にする」という意味の英語であり、市民団体が「里親」となって、道路や公園などを「養子」にして大事に育てる（美化する）という意味が込められている。大阪府では、「アドプト・ロード・プログラム」として、府が管理する国道や府道において、この活動が進められている。
- ・ 駅屋（うまや）
古代、五畿七道の駅路（えきろ）に設けられた駅使（えきし）のための施設。駅家は、駅使にとっての交通機関である駅馬（えきば）と駅使の継ぎたてや休息・宿泊の機能を担っていた。
- ・ コーホート要因法
男女別・年齢階級別の死亡率、移動率、女子の年齢階級別出生率と新生児の出生性比の4つの要因から人口の推計を行う方法。
- ・ シティカード
（デビットカード）
金融機関で発行されたキャッシュカードで、代金を支払うことができるサービス。キャッシュカードを店頭で提示し、専用端末に暗証番号を入力することによって、利用者の銀行口座から即時に代金を引き落として決済を行うことができる。

- ・タウンマネジメント まちにおける商業集積を一体として捉え、業種構成、店舗配置等のテナント配置、基盤整備及びソフト事業を総合的に推進し、商業集積の一体的かつ計画的な整備をマネージ（運営・管理）することをいう。
- ・大規模小売店舗 建物の店舗面積（小売業を行うための店舗用に供される床面積）の合計が、1,000 m²を超えるもの。
- ・チャレンジショップ 商店街が、出店を計画している新規創業者等に対して、不足している経営の機能や施設等の支援を行い、将来の商店街の有力な構成員として育成していこうとする事業活動。
- ・テナントミックス ワンストップショッピングを実現するため、不足業種を再配置すること。
- ・土地区画整理事業 公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を目的に、一定の区域について道路、公園、給排水施設等の整備を目的に行う事業。
- ・ノーマライゼーション 障害者市民をはじめ、全ての人々の人権が尊重され、安心して人間的な日常生活を送ることができる社会をめざすこと。
- ・バリアフリー 日常の活動や生活に特別の困難を持つ人々にとって、不慣れた障壁（バリアー）を取り除くこと。
- ・牧（まき） 馬・牛を放牧し、飼育するための施設や土地のこと。現箕面市域には、平安初期に朝廷の用いる騎乗馬を飼育するための近都牧（きんとまき）である豊島牧（てしままき）が置かれていた。
- ・ワンストップショッピング 1つの店舗、あるいは1つの商業集積で、必要とする全ての商品を購入できること。

箕面市中心市街地活性化基本計画

発行 箕面市
平成 16 年（2004 年）12 月
〒562 - 0003
大阪府箕面市西小路四丁目六番一号
TEL 072-723-2121（代表）
<http://www.city.minoh.osaka.jp>

編集 箕面市 市長公室 政策企画課
都市整備部 建築住宅課
市民生活部 商工観光課

印刷物番号

16 - 30
